

第11回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月7日(火)午後1時30分から午後2時35分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	4番	浦恩城 由子
5番	佐藤 勲	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	9番	大野 俊彦
10番	信澤 健治	11番	中沢 幸子
12番	山田 孝夫	14番	戸塚 英子
15番	塚越 勤	16番	永井 保伸
17番	石川 大輔	18番	川野 健一
19番	福田 敬一	20番	西山 康雄
21番	反保 勉	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員(2人) 8番 須田 直子 13番 天田 晃

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	荒木 聡
係長	石井 孝磨
係長	渡邊 喬丈
主査	清水 賢太郎
主査	矢島 賢一
主任主事	安藤 優太

6 職務のため出席した榛名支所産業観光課職員

係長	志村 雅之
主任主事	清水 成美

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 特定農地貸付計画について
- 日程第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第11回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第11回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は2名の委員さんが欠席とのことでございます。議席番号8番須田直子委員、議席番号13番天田晃委員の2名の方が欠席との報告がございました。委員の出席状況は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号11番、中沢幸子委員及び16番、永井保伸委員の両名を指名いたします。また、書記の任命には事務局の石井係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合、皆さん、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については新規就農案件になっております。事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。こちらの案件ですが、譲受人は新規就農相談会に出席した方の息子になります。当初は父親名義で農地を購入する予定でしたが、3条申請の段階で徐々に経営主体を息子に移していく予定のため、息子名義で農地を取得したいとの相談を受け、就農相談の内容を確認したところ、家族として農業経営を行っていく計画であり、3条の許可要件としても問題が無いことが確認出来たため、息子名義の申請をお受けいたしました。そのため、営農計画等の説明は父親を中心とした説明がされますが、ご理解をいただければと思います。詳細な営農計画については、榛名支所産業観光課から説明させていただきます。

○榛名支所産業観光課 それでは、事前にお配りさせていただいた新規就農者リストを御覧ください。リストのナンバー1、新たに営農を開始したいという申請になります。営農類型は果樹、ブルーベリー、宮沢町にて農地約55アールを購入し、営農を開始する申請となります。申請人の父につきましては、令和6年3月8日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは飯野利貞農業委員、清水茂樹推進委員が出席し、提出された営農計画書に基づき質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、営農計画書の1ページ目を御覧ください。

まず、1の就農の動機です。地域の耕作放棄地を目の当たりにし、少しでも農業をすることで貢献出来ればと考えたためとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、初期段階ではブルーベリー栽培を主軸に据え、徐々に事業拡大を図っていき、周辺に多くの休耕地が存在することから、これらの農地を活用する計画を立てています。

3の職歴及び農業経験でございますが、農業における実務経験は10年を超え、必要な技術の大部分は既に習得しております。過去に里芋、ネギ、大根、ブロッコリー、サツマイモ、アスパラガスの栽培経験を有しております。この経験を生かし、息子と共に持続可能な農業経営を目指したいと考えております。今後も不明な点や新たな技術が必要になった場合は、農業関係者からの助言を仰ぎながら、継続的に学びを深めていく旨聞いています。

続きまして、資料2ページの営農計画書です。こちらが詳細な営農計画書になりまして、栽培作目はブルーベリーのみ、1年目から4年目までは今回の耕作地となりまして、5年目以降は10アール程度規模拡大する旨伺っております。従事者については息子が後日営農に参加し、将来的には栽培を全て息子に任せることを予定しております。

続きまして3ページを御覧ください。左上の太線で四角に囲んだ箇所が今回の購入予定地となります。所有者との事前打ち合わせも完了し、売買の契約を予定しております。

営農計画書等につきましては、簡単でございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」、1ページのとおり、農地法の第3条

第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていることと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、就農相談会に出席された飯野利貞委員から報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 議席番号22番、飯野です。農地法第3条許可申請、審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。なお、当日は申請者の父親に対し、農林課、榛名支所産業観光課、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 農業の経験はどの程度ありますか。

回答 箕郷地域で20年以上前から農業をしていました。これまで、水稲や里芋、ネギなどを中心に作付けしてきました。

質問2 ブルーベリーの作付け経験はありますか。品種はどのように選んでいるのですか。

回答 ブルーベリーは昨年初めて作付けを始めました。種類は5種類ほどにしようと考えています。毎年200本ずつ作付けしていく予定です。県の普及指導員に教わりながら品種を選定しています。

質問3 ブルーベリーの販売方法はどのようにしますか。

回答 現在、少量ではありますがネギなどを卸している老人ホームがあるので、そちらに販売する予定です。

質問4 申請者の他に農業に従事する人はいますか。

回答 申請者と父親が従事する予定です。将来的にはブルーベリーの作付けを申請者に任せる予定です。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局からの説明にもあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけるものと考えられることをご報告いたします。

○会長 ご苦労さまでした。

ただいま報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

これは売買ですが、価格はどれくらいでしたか。

○事務局 申請書を見る限りですと、150万円になっています。

○24番設楽委員 20年以上前から農業していたとのことですが、1度離農しているということですか。

○榛名支所産業観光課 手続きをせず、相対で、、、

○会長 借りてね。

○22番飯野委員 元々土建業をしていまして、相対で作っていました。

○会長 販売するくらい作っていた。自家消費くらいですか。

○22番飯野委員 そこまで詳しくは分かりませんが、これで言うと自家消費だけではなくて、もっと作っていたと思います。

○会長 今度は本格的にやるということで。息子さんと。

○22番飯野委員 それと、農地を取得したいということで、今回3条での申請になったのだと思います。

○会長 他に質問ありますでしょうか。途中で挫折しないでやってもらいたいと思いますが。

それでは許可としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることといたします。

それでは、続きまして、3条、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は贈与、以前より耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地が河川改修工事で収用されるため、代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年5月23日から令和9年5月22日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書14ページ、議案第3号ナンバー7が提出されております。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、農業経営を移譲しているが、申請地が小作人より返却されたため後継者である息子に貸し付けたいという同一世帯の申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、こどもの農業体験学習のため申請地を買い受けて使用したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は15件でございます。なお、この15件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから3条申請、15件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、質問等ございましたら、よろしく願い申し上げます。

3条で売買が多いんですけども、譲り渡し人が自分で耕作できないということで、こういう事案がどんどん増えると。担い手がなんとか耕作しなければならない。地域計画で各地域で話し合いがあると思いますが、耕作に効率の良いところなら良いけども、なかなか耕作されない農地が増えると思います。

この中でナンバー15、小中学生が通って農業の体験学習ということで説明がございました。

それでは皆さんから質問があればお願いします。

異議がなければ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 現在の自宅が県道整備事業で収用されるため申請地に住宅を建築したいという農家住宅の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま事務局のほうから4条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等ございましたら、お願いたします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてもよろしいかお伺いたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、送電線の工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年5月22日から令和7年2月21日までの9カ月の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら、一時転用でございますので、転用期間が令和6年5月23日から令和9年5月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書4ページ、議案第1号ナンバー5が関連案件でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約の内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約の内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、塗装会社を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。また、雑種地と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を伯父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、宅地と一体利用の申請でございます。

20番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて長屋建住宅を建築したいという長屋建住宅の申請でございます。また、私下予定の公衆用道路と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域及び第1種低層住居専用地域でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、近隣で土木工事を請け負っているが工事箇所からの土砂の流出対策工事のために申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら、一時転用でございまして、転用期間が令和6年5月22日から令和9年5月21日までの3年間でございます。

24番 契約内容は賃貸借、販売業を営んでいるが既存店舗の移転に伴い申請地を借り受けて新店舗を建築したいという店舗の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

25番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、自宅が老朽化しているため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという農家住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、水泳場の建築に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、ナンバー29から31が関連案件でございます。

29番 契約内容は賃貸借、水泳場の建築に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、ナンバー28及び30、31が関連案件でございます。

30番 契約内容は賃貸借、スポーツ施設を運営しているが既存の施設が老朽化したため申請地を借り受けて水泳場を建築したいという水泳場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、ナンバー28及び29、31が関連案件でございます。

31番 契約内容は賃貸借、スポーツ施設を運営しているが既存の施設が老朽化したため申請地を借り受けて水泳場を建築したいという水泳場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、ナンバー28から30が関連案件でございます。

32番 契約内容は贈与、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、近隣で工場建築工事を請け負っているが工員の増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年5月22日から令和7年7月31日までの約1年2カ月間の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため既存の資材置場に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、転用済みの畑と一体利用の計画でございまして、第一種中高層住居専用地域でございまして。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、一括案件は35件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条の説明がありました。これより審議に入ります。皆さんから質問をお受けします。

農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するナンバー4ですが、送電線の工事、これは鉄塔も建て替える工事ですか。

○事務局 工事の内容につきましては送電線の撤去になりますので、工事箇所の端と端の鉄塔の所に機械を付けて、そこから電線を引っ張るような形になるので、鉄塔周辺で作業が必要という話を伺っています。

○会長 写真を見ると中央中等学校が申請地から100メートルのところかな、通学に工事が支障をきたすかなと、そういうところは聞いてみましたか。

○事務局 実際の工事場所というのが学校の北側のグラウンド周辺というかたちになりますので、その付近での作業、鉄塔周辺も包括的に一時転用する申請になっていますので、作業スペースは通学路を圧迫したりといったことは無いかと思えます。

○会長 他に皆さんから質問はありますか。

○25番金井委員 ナンバー19は宅地2.8平米との一体利用ですが、一体利用地の面積が小さくって、大きいとこにちょこっとつけるなら良いけど、小さいとこに大きいのをつけるのは違和感があるし、畑を5条で将来的に宅地にするってことですよね。そうすると、2.8平方メートルっていう小さいところに今回あげる必要があるのかっていう感じがあるんですけど。宅地になった後、あげれば良いんじゃないかという考えなんですけど。

○事務局 今回の申請地が転用面積が406平米、こちらがきれいな四角形をしていないくてですね、一体利用地となる宅地部分が少し農地に食い込んでいるような形状になっております。今回こちらの申請をする、住宅の建築をするのに際しまして、土地の形をきれいに整えるというか、なるべく四角にしたいというのが目的で隣の宅地の一部を分筆して一緒に利用するという計画になっております。一体利用として表記させていただいていることにつきましては、対象の事業に要する面積が妥当かどうかというところをご判断いただくためという部分もございまして、転用事業につきまして、農地だけでなく他の地目の土地も同一事業地として利用する場合には、このような記載をさせてい

ただいておりますので、今回少しの面積ではございますが一体利用地として記載させていただいているところでございます。

○会長 この宅地は所有者は違う。

○事務局 そうですね。別の方になります。

○25番金井委員 後で買ったやつを宅地にして、そういう風に普通はなるじゃないですか。農地法の関係の中にあるんじゃないかと。

○事務局 宅地2.8平米につきましては、今回の審議の対象ということでは無くてですね、あくまでも一事業のうちの利用する土地の表記でございますので、あくまでも審議の対象は406平方メートルの農地のみとなります。

○25番金井委員 だから農地法のやつだけで良いんじゃないかなと私は思ったんです。宅地になってから2.8平米を加えるんだから。それは後の件で、今回の農地法の関係でやるんじゃないんだからと思ったんですけど。

○会長 今事務局が説明したように、形が悪いので宅地2.8平米を加えて一体利用ということで加えることで、一応ここに施設の概要として出ているんだけど、この406平米だけで宅地を消すってことは。審議としては農地のこれだけ見てもらえれば良いんだけど。

○事務局 ご説明とすると先ほど申し上げた通りなのですが、今回調整区域の案件になりますので、開発許可の申請の方にもこちらの宅地も含めての許可を取るという申請になっていますので、申請内容が農地転用の許可と相違があってはいけないので、そういう部分も記載をする理由としてはあります。

○25番金井委員 農地転用なんだから、農地を農地以外にする話なんだから、基本的には農地ですよな。

○事務局 審議の内容としましては、あくまで農地のみが対象になります。事業の概要、施設の概要として今回のこの計画ですと住宅の敷地としてこの宅地も含まれますという意味での記載となりますので、この宅地の一体利用地ということが審議に直接影響するもので無いので、あくまで参考のような情報としての記載です。

○25番金井委員 だから参考であれば書く必要無いんじゃないのかなと思って。

○12番山田委員 これはですね、市街化調整区域ですので農地法と都市計画法の網がかかっているということで、開発の方の申請と農地法の申請が同時申請になっていて、開発が許可にならなければ当然農地法の方も許可にならないっていうのがあります。申請の対象の中に開発の方は、2.8平米も含めて、その敷地が建物を作る敷地ですよという形で許可をされますので、農業委員会の方も同時申請ということが前提なので、どちらかがダメということはないんですね。開発申請と農地転用が同時申請で審議をしてやっていきますので、これは表現のしかたはこの形になるのかなと思って。ここで審議するのはあくまで農地法なんですけども、他法令のこともありますので、皆さ

んもこの機会にこういうこともあるんだということで、同時申請っていうことで頭に入れていただくと良いかと思います。たまにですね、露天駐車場とかっていう場合には建物作らないので開発の方は関係なくなるんですね。ここは住宅、建物を作るってことで開発許可が必要になりますので、そんな説明で分かっていただけるとありがたいです。以上です。

○会長 よろしいですね。他にございますでしょうか。

なければ、ナンバー4を許可相当として農業委員会ネットワーク機構、これとそれ以外の議案も許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし

○会長 はい、それでは許可相当といたします。

それでは、続きまして議案第4号に移ります。

議案第4号 特定農地貸付計画について。

特定農地貸付の承認申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 特定農地貸付計画について。

1番 本件につきまして補足の説明をさせていただきます。まず、特定農地貸付とは、特定農地貸付法を根拠とし、市民農園の位置づけで行う農地の貸し付けでございます。なお、開設するためには4つの条件があり、①、1区画が10アール未満の農地の貸し付けであること、②、貸付期間が5年以内であること、③、借りる人が営利目的で農作物の栽培を行わないこと、④、相当数の者を対象に一定の条件で貸し付けを行うものであることを満たすことにより、農地の権利移動を緩和する特例措置として取り扱うものでございます。

次に、特定農地貸付の申請があった場合には、農業委員会へ承認の申し出を行い、問題がないと認められれば承認することとなります。なお、農業委員会の確認事項につきましては①、規程内容が、特定貸し付けの要件を満たし、かつ適正な農地利用を確保するものになっているか、②、申請地を市民農園として利用することで、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないか、以上、2点を確認する必要がございます。

今回提出された計画ですが、平成20年2月26日に貸付協定が結ばれたもので、すでに市民農園として利用されている土地の計画変更の申請となります。当初承認されていた申請地は、畑1,217平米1筆でございましたが、進入路部分の畑67平米を新たに協定内容に盛り込むというものでございまして、貸付協定内容にも変更はなく、当初承認のとおり4つの要件は全て満たしているものとなります。本件につきましては、先にご説明いたしました開設するための4つの条件を満たしていると考えられます。

補足の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりました

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

異議はないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで。

それでは、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は長屋建住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種住居地域、ほか53件、合計54件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか10件、合計11件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

始めに、ナンバー1につきましては令和6年3月の総会において、ナンバー2につきましては令和6年2月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続きの遅れにより、転用許可がそれぞれ令和6年3月26日、令和6年3月27日付で調整されましたことをご報告いたします。

ナンバー3以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が2件、5条が36件、合計38件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和6年4月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりましたので、次、その他ということになるのですがけれども、事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

お願いします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、なさそうなので、以上をもちまして、第11回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時35分 閉会